

青森中央学院大学における教育の内部質保証に関する方針

(趣 旨)

第1条 この方針は、青森中央学院大学自己点検・評価委員会規程第2条第4項に基づき、青森中央学院大学における教育の内部質保証について必要な事項を定めるものとする。

(対象事項)

第2条 この方針の対象事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学生受け入れに関する事項
- (2) 教育プログラムに関する事項
- (3) 学生支援に関する事項
- (4) 学修環境整備に関する事項

(対象組織)

第3条 この方針の対象組織は、次に掲げる組織とする。

- (1) 経営法学部
- (2) 看護学部
- (3) 別科助産専攻
- (4) 大学院地域マネジメント研究科

(実施体制)

第4条 第2条の各事項について点検・評価する実施体制を次に掲げる委員会等に定め、自己点検・評価委員会を中心として、対象組織の教育の内部質保証を推進する。

- (1) 学生受け入れに関する事項
入試広報委員会、大学院研究科委員会
- (2) 教育プログラムに関する事項
教学マネジメント会議、学務委員会、大学院研究科委員会、
カリキュラム検討委員会
- (3) 学生支援に関する事項
教学マネジメント会議、学務委員会、大学院研究科委員会、学習支援センター、
キャリア支援委員会
- (4) 学修環境整備に関する事項
教学マネジメント会議、学務委員会、大学院研究科委員会、基幹教育センター

(実施手順)

第5条 点検・評価の実実施手順は、次に掲げるものとする。

- (1) IR 担当部局（企画部）が提供するデータ及び独自に収集したデータに基づき、委員会等が毎年度、点検・評価を行う。
- (2) 各組織の点検・評価結果は自己点検・評価委員会において集約し、最終的な点検・評価を行う。
- (3) 抽出された課題の全学的な共有を図るとともに、対象組織における改善の取組を整理かつ指示し、その進捗を管理する。
- (4) 点検・評価結果及び改善の取組を含めた全体を、原則として毎年まとめて公表する。

附則

この方針は、令和4年3月9日から施行する。